

(9) 用語解説

あ行

■ICT

情報通信技術の略称。インターネットをはじめとした通信技術を用いて円滑なコミュニケーションをはかろうとするサービスや技術のことをいう。

■一般介護予防事業

地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業のうち、高齢者を対象に、生活機能の維持・向上に向けた取り組みを行う介護予防事業。本計画においては、介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業などがこれにあたる。

■一般高齢者

65歳以上で要支援・要介護認定を受けていない高齢者を指す。

■沖縄県介護保険広域連合

介護保険業務運営の諸課題を解決するため、2002(平成14)年7月30日に設立された、特別地方公共団体です。沖縄県内の29の市町村で構成される広域連合。

か行

■介護支援専門員（ケアマネージャー）

介護を必要とする方が介護保険サービスを受けられるように、ケアプラン(サービス計画書)の作成や、サービス事業者との調整を行う専門家。

■介護保険法

1997年12月に公布。介護が必要となった高齢者とその家族を社会全体で支えていく仕組みづくりのために設けられた法律。

■介護予防ポイント制度

市町村等に登録をした高齢者が高齢者福祉施設等で行ったボランティア活動や介護予防教室、健康教室に参加した場合にポイントを付与し、たまったポイントに応じて現金や地域商品券等に交換する制度。本町で「どうーいじかすんカード」を活用し、介護予防事業への参加を促している。

■基本チェックリスト

65歳以上で要支援・要介護認定を受けていない人を対象とし、25項目の簡単な質問に答えることで、生活機能や認知機能の低下を早期に発見することができるシートと評価の仕組み。本町では70歳以上の人に実施。

■居宅介護サービス

居宅要介護認定者が利用可能な、介護保険法における居宅介護サービスとは、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与および特定福祉用具販売、住宅改修の 12 種類のサービスをいう。（要支援認定者に対する給付にはサービス名の前にそれぞれ「介護予防」が付される）

■居宅介護支援事業所

居宅介護サービスを提供する事業所。

■権利擁護

自らの意思を表示することが困難な障がいのある人や認知症高齢者などに代わって、援助者などが代理としてその権利やニーズの獲得を行うことをいう。

■健康寿命

日常生活に介護などを必要とせず、心身とも自立した活動的な状態で生活できる期間をいう。

■健康増進法

国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の健康の増進を図るための措置を講じ、国民保健の向上を図るために設けられた法律。2002 年（平成 14 年）公布。

■後期高齢者

75 歳以上の高齢者のこと。

■高齢化率

総人口に占める 65 歳以上の人の割合のこと。

■高齢者の医療の確保に関する法律

国民の高齢期における適切な医療の確保を図るとともに、医療費の適正化を推進するための計画作成及び保険者による健康診査等の実施に関する措置を講ずること、また、高齢者の医療について、国民の共同連帯の理念等に基づき、前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うために必要な制度を設け、もって国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的とした法律。

■在宅系介護事業所

高齢者が住み慣れた自宅や地域社会のなかで生活できるよう支援する在宅サービスを提供する事業所。大きく分けて6種類(訪問系サービス・通所系サービス・短期入所系サービス・居住系サービス・住環境の改善支援サービス・地域密着型サービス)ある。

■施設介護サービス

介護保険施設(介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院))に入居して受ける介護サービス。

■小規模多機能型居宅介護事業所

施設への「通い」を中心に、短期間の「宿泊」や自宅への「訪問」を組み合わせ、生活支援や機能訓練をひとつの事業所で行う、在宅介護サービス事業所。

■小地域福祉活動

地域住民の参加・協力による、日常生活の手助けや声かけ、見守りによる安否確認といったささやかな活動と、公的な在宅福祉サービスの利用を有効に結びつけながら、人々が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるような地域社会をつくる活動。

■シルバーワークプラザ

高齢者の経験と知識を活かし、その希望と能力に応じた作業等、社会的活動を行う場所を提供し、心身の健康と生きがいの増進を図るための便宜を総合的に提供するために設けられた施設。

■人生 100 年時代

多くの人が 100 歳を超えて生きられるようになる時代。

■成年後見制度

判断能力の不十分な知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者などのために、家庭裁判所に成年後見制度の後見などの審判を申し立て、財産管理や身上監護ができるよう支援するとともに、必要に応じて審判請求の費用や、後見人などの報酬の一部を助成する事業。

■セルフネグレクト

自己放任。自らの生活を清潔かつ健康的に保ち、安全に配慮しつつ維持する努力と意欲が欠如しており、自身の健康や安全を損なっている状態を指す。老化、社会からの孤立、貧困化などが原因といわれる。

■セルフマネジメント（自己管理）

地域の中にある様々な支援やサービスをなんとなく利用するのではなく、自らの心身の健康に良い生活を送るために、心身の衰えに応じて生活のあり方を見直しながら、自分だけでは難しいことは、必要な支援・サービスを選択して実行する主体的な行動。

た行

■第1号被保険者

65歳以上の介護保険加入者のこと。

■単身世帯

1人だけで構成される世帯。本計画では高齢者の1人暮らしを指している。

■地域ケア会議

地域における包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を効果的に実施するために、介護保険法第115条の規定に基づき設置される会議。

■地域デビュー

それまでの地域から離れた生活から、地域コミュニティの中で知り合いを作って、楽しく暮らそうという、ライフスタイルの転換を指す。

■地域プラン

地域の実情を考慮し各地区が主体的に企画し取り組むプラン。

■地域包括ケア（システム）

高齢で要介護度が重度になっても、住み慣れた地域で自立した生活を安心して続けることができるよう、介護、保健(予防)、医療、生活支援、住まいの5つのサービスが一体的に切れ目なく提供される仕組み。

■地域密着型サービス

認知症の方をはじめ、高齢者が要支援・要介護状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らすための介護保険サービス。

■地域密着型認知症グループホーム

認知症のある要介護者が、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、介護スタッフによる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援と機能訓練を受け、利用者がもっている能力に応じて自立した日常生活を営むことができるようにしたケア付き住宅。

■超高齢化社会

高齢化が非常に進んだ社会をさす。一般的には高齢化率21%以上の状態をいう。

■長寿健診

後期高齢者医療制度に加入している方に対して、生活習慣病予防および疾病の早期発見・早期治療を目的とした健診。75歳以上の高齢者が対象。

■DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人、親子など親密な関係にある又はあった者から振るわれる暴力。

■特定健康診査（特定健診）

高齢者の医療の確保に関する法律第20条の規定により、保険者が、40歳以上75歳以下の年齢に達するものに対し実施する健康診査。内臓脂肪に起因する生活習慣病の発症、重症化を予防し医療費の適正化を図ることを目的としている。

な行

■日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。

■ニライ救急カード

自宅で救急車を要請する際に、救急隊員が迅速に対応できるよう、必要な医療情報（かかりつけ医や治療中の病気など）を事前に登録できるカード。

■認知症ケアパス

認知症の人が認知症を発症したときから、生活機能障害が進行していく中で、その進行状況にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのかをあらかじめ標準的に決めておくもの。標準的な認知症ケアパスの作成に当たっては、「認知症の人は施設に入所するか精神科病院に入院する」という従来の考えを改め、「施設への入所や精神科病院への入院を前提とせず、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の、よい環境で暮らし続ける」という考え方を基本とする。

■認知症サポーター

キャラバン・メイトが開催する「認知症サポーター養成講座」を受講した人をいう。認知症サポーターは、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として活動することが期待される。

■認知症初期集中支援チーム

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるように、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することを目的とする地域支援事業。複数の専門職が家族の訴えなどにより認知症が疑われる人や認知症の人およびその家族を訪問し、アセスメントや家族支援など、初期の支援を包括的、集中的(おおむね6か月)に行い、自立生活のサポートを行うチームをいう。

■認知症施策推進大綱

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会をめざし、政府一体となって総合的に対策を推進することを目的として、認知症施策推進関係閣僚会議において、令和元年6月に取りまとめられた、横断的な認知症施策。認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進するための指針となるもの。

■認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の利用者を対象に、専門的なケアを提供するサービス。利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、認知症の利用者が、グループホームに入所し、家庭的な環境と地域住民との交流の中で、食事や入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などのサービスを受ける。通常、グループホームでは、1つの共同生活住居に5～9人の少人数の利用者が、介護スタッフとともに共同生活を送る。

は行

■バリアフリー

障害者を含む高齢者等が、社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や、精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは、具体的に障害を取り除いた事物および状態を指す。近年では、多様な人々の立場を理解しようとせず、適切な行動を行わないことで、円滑な移動や情報入手等が困難になり、平等な社会参加の機会が確保されず、差別を受けている状態に気づくことを、「心のバリアフリー」ともいう。

■避難行動要支援者

高齢者・障がい者・乳幼児など、特に配慮を要する人のうち、災害が発生した場合やそのおそれがある場合に、自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速に避難するために、特段の支援を要する人のこと。

■フレイル（生活不活発）

加齢とともに心身の活力(運動機能や認知機能等)が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態であるが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態を指す。

■防災ラジオ

電源が「OFF(音が出ない状態)」の場合や他局を選局中の場合でも、全国瞬時警報システム(Jアラート)から配信される緊急情報(地震や気象に関する情報の他、避難勧告など)を、自動的に最大音量で放送するもの。

ま行

■ミニデイサービス

家に閉じこもりがちな高齢者や、要支援若しくは要介護状態になるおそれのある高齢者に対し、町内会等が集会施設などを利用して自主的に開催するデイサービス。

や行

■ヤングシニア

おおむね 60 歳から 74 歳までの高齢者を指す。

■友愛訪問

ボランティアの訪問員が貧困者や一人暮らし高齢者等の自立を促すため個別訪問する活動。

■ユニバーサルデザイン

年齢、性別、文化、身体状況など、人々が持つさまざまな個性や違いにかかわらず、最初から誰もが利用しやすく、暮らしやすい社会となるよう、まちや建物、もの、しくみ、サービスなどを提供していこうとする考え方のこと。

■要介護認定者

介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく要介護等認定で、要介護1から要介護5までに認定されている者をいう。

ら行

■老人クラブ

地域を基盤とし、おおむね 60 歳以上の高齢者で作る自主的な組織。「健康」「友愛」「奉仕」の精神に基づき、グラウンドゴルフなど各種スポーツ活動や、囲碁・将棋や講座などの文化教養活動、児童の登下校の見守りや公園清掃などの社会奉仕活動のほか、地域での仲間づくりのための活動を行っている。

■老人福祉法

老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的として制定された法律。社会福祉六法の1つで 1963 年 7 月 11 日に公布された。